

「使用できる水産用抗菌剤」および「使用の対象となる疾病」リスト【魚種別】
 (平成 31 年 1 月 31 日現在)

本リストは、農林水産省による「水産用医薬品の使用について第 32 報 (平成 31 年 1 月 31 日)」に基づいて、現在、三重県内で養殖されていると考えられる魚種について、三重県の水産関係部局がリスト化したものである。

スズキ目 (ブリを除く) (平成 31 年 1 月 31 日現在)

使用したい水産用抗菌剤の名称	水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病
チアンフェニコール	ビブリオ病、類結節症
スルファモノメトキシシン又はそのナトリウム塩	ビブリオ病、ノカルジア症
塩酸オキシテトラサイクリン	ビブリオ病
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン	ビブリオ病、連鎖球菌症
オキシリン酸	類結節症
オキシリン酸 (懸濁水性剤)	類結節症
フロルフエニコール	類結節症、連鎖球菌症
ホスホマイシンカルシウム	類結節症、エドワジエラ症
アンピシリン	類結節症
塩酸リンコマイシン	連鎖球菌症
塩酸ドキシサイクリン	連鎖球菌症
エリスロマイシン	連鎖球菌症

ブリ

(平成 31 年 1 月 31 日現在)

使用したい水産用抗菌剤の名称	水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病
チアンフェニコール	ビブリオ病、類結節症
スルファモノメトキシシム又はそのナトリウム塩	ビブリオ病、ノカルジア症
塩酸オキシテトラサイクリン	ビブリオ病
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン	ビブリオ病、連鎖球菌症
オキシリン酸	類結節症
オキシリン酸（懸濁水性剤）	類結節症
フロルフェニコール	類結節症、連鎖球菌症
ホスホマイシンカルシウム	類結節症、エドワジエラ症
アンピシリン	類結節症
塩酸リンコマイシン	連鎖球菌症
塩酸ドキシサイクリン	連鎖球菌症
エリスロマイシン	連鎖球菌症
スルフィゾゾールナトリウム	ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症

カレイ目

(平成 31 年 1 月 31 日現在)

使用したい水産用抗菌剤の名称	水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病
塩酸オキシテトラサイクリン	連鎖球菌症
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン	連鎖球菌症

フグ目

(平成 31 年 1 月 31 日現在)

使用したい水産用抗菌剤の名称	水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病
塩酸オキシテトラサイクリン	ビブリオ病

ニシン目（淡水中で養殖されているもの。ただし、ニジマス、アユを除く）
 （平成 31 年 1 月 31 日現在）

使用したい水産用抗菌剤の名称	水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病
塩酸オキシテトラサイクリン	ビブリオ病、せっそう病、連鎖球菌症
オキシリン酸	ビブリオ病、せっそう病
スルファモノメトキシシンナトリウム（薬浴剤）	ビブリオ病、せっそう病
スルファモノメトキシシン又はそのナトリウム塩	ビブリオ病、せっそう病
フロルフェニコール	ビブリオ病、せっそう病

ニシン目（海水中で養殖されているもの。ただし、アユを除く）
 （平成 31 年 1 月 31 日現在）

使用したい水産用抗菌剤の名称	水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病
塩酸オキシテトラサイクリン	ビブリオ病
オキシリン酸	ビブリオ病、せっそう病

ニジマス（淡水中で養殖されているもの）
 （平成 31 年 1 月 31 日現在）

使用したい水産用抗菌剤の名称	水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病
塩酸オキシテトラサイクリン	ビブリオ病、せっそう病、連鎖球菌症
オキシリン酸	ビブリオ病、せっそう病
スルファモノメトキシシン又はそのナトリウム塩	ビブリオ病、せっそう病
スルファモノメトキシシンナトリウム（薬浴剤）	ビブリオ病、せっそう病
フロルフェニコール	ビブリオ病、せっそう病
スルフィソゾールナトリウム	ビブリオ病、冷水病

アユ

(平成 31 年 1 月 31 日現在)

使用したい水産用抗菌剤の名称	水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病
オキシリン酸	ビブリオ病
オキシリン酸 (薬浴剤)	ビブリオ病
スルファモノメトキシシン及びオルメトプリム配合剤	ビブリオ病
スルファモノメトキシシン又はそのナトリウム塩	ビブリオ病
スルフィソゾールナトリウム	ビブリオ病、冷水病
フロルフェニコール	ビブリオ病、冷水病、エドワジエラ・イクタルリ感染症

ウナギ

(平成 31 年 1 月 31 日現在)

使用したい水産用抗菌剤の名称	水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病
塩酸オキシテトラサイクリン	パラコロ病
オキシリン酸	鰭赤病、赤点病、パラコロ病
オキシリン酸 (薬浴剤)	パラコロ病
スルファモノメトキシシン及びオルメトプリム配合剤	パラコロ病
スルファモノメトキシシン又はそのナトリウム塩	鰭赤病
フロルフェニコール	パラコロ病

ウナギ目 (ウナギを除く)

(平成 31 年 1 月 31 日現在)

使用したい水産用抗菌剤の名称	水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病
塩酸オキシテトラサイクリン	パラコロ病
オキシリン酸	鰭赤病、赤点病、パラコロ病
スルファモノメトキシシン及びオルメトプリム配合剤	パラコロ病
スルファモノメトキシシン又はそのナトリウム塩	鰭赤病
フロルフェニコール	パラコロ病

